

過去5年間の東部丘陵線建設関連の契約書

- 資料1 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業と（都）東部丘陵線事業との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約・・・3～10
- 資料2 城陽スマートインター線（仮称）地質調査業務委託・・・11～13
- 資料3 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定・・・14～25
- 資料4 東部丘陵線予備修正設計業務委託・・・26～27
- 資料5 市道3185号線道路改良工事その3・・・28～50
- 資料6 市道3185号線地歴調査業務委託・・・51～52
- 資料7 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（平成30年度）・・・53～56
- 資料8 東部丘陵線用地測量その2業務委託・・・57～59
- 資料9 東部丘陵線幅杭設計その2業務委託・・・60～62
- 資料10 東部丘陵地交通量推計調査業務委託・・・63～64
- 資料11 東部丘陵線保安林解除申請図書作成業務委託・・・65～69
- 資料12 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託・・・70～77
- 資料13 市道17号線舗装工事・・・78～79
- 資料14 東部丘陵線用地測量その3業務委託・・・80～85
- 資料15 東部丘陵線地積測量図作成その3業務委託・・・86～88
- 資料16 東部丘陵線用地測量その5業務委託・・・89～91
- 資料17 東部丘陵線調整池予備設計その3業務委託・・・92～96
- 資料18 東部丘陵線物件補償再調査業務委託・・・97～98
- 資料19 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和元年度城陽スマートIC分）・・・99～102
- 資料20 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）

- 建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和元年度本線区間分）・・・103～106
- 資料21 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和2年度）・・・107～110
- 資料22 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する令和2年度実施協定・・・111～113
- 資料23 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する令和3年度実施協定・・・114～116
- 資料24 近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和3年度）・・・117～122
- 資料25 東部丘陵線調整池詳細設計業務委託・・・123～127
- 資料26 （仮称）長池地区特産物販売広場分筆登記業務委託・・・128～129
- 資料27 土壤汚染対策法届出資料作成業務委託・・・130～132
- 資料28 東部丘陵線道路詳細設計その3業務委託・・・133～137
- 資料29 東部丘陵線分筆登記その1業務委託・・・138～139
- 資料30 東部丘陵線分筆登記その2業務委託・・・140～141
- 資料31 東部丘陵線軟弱地盤対策工詳細設計等業務委託・・・142～145
- 資料32 東部丘陵線地積測量図作成その4業務委託・・・146～150



資料1

020001

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業と（都）東部丘陵線事業との同時施行における
測量調査等の受委託に関する契約

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年5月11日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業と（都）東部丘陵線事業との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第4条に基づき、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、甲が負担すべき金額は50,860,108円、乙が負担すべき金額は179,020,725円とし、その内訳は別表1のとおりとする。

（施行期間）

第5条 測量調査等の施行期間は、本契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

（作業工程表及び資金計画表）

第6条 乙は、本契約を締結した後、すみやかに作業工程表及び資金計画表を作成し、甲に提出するものとする。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 甲は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、この業務の進捗に支障のないよう資金の準備等を行うものとする。

(負担額の収入方法等)

第7条 甲は前条の資金計画表に基づき、第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第8条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第9条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第10条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第11条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第13条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

平成29年5月12日

甲 城陽市
市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社
支社長 村尾 光弘

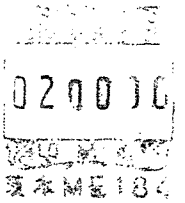


別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	25,335,785	92,047,215	117,383,000	I
物件調査費	19,091,284	73,712,716	92,804,000	II
事務的経費	2,665,624	-	2,665,624	III = (I + II) * 6%
小計	47,092,693	165,759,931	212,852,624	IV = I + II + III
消費税相当額	3,767,415	13,260,794	17,028,209	IV * 8%
合計	50,860,108	179,020,725	229,880,833	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と
（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行
における測量調査等の受委託に関する契約



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、
平成２９年１１月２１日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩ
Ｃ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時
施行における測量調査等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第４条に基づき、測量
調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。



（目的）

第１条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、
事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 本契約の適用範囲は、別添図１の範囲とする。

（施行区分）

第３条 甲及び乙の施行区分は、別添図２のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙
が施行するものとする。

２ 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第４条 本契約における費用負担額は、細目協定第３条の費用負担割合に基づくものとし、別表１
のとおりとする。

（施行期間）

第５条 測量調査等の施行期間は、本契約締結の日から平成３０年３月３１日までとする。

（作業工程表及び資金計画表）

第６条 乙は、本契約を締結した後、すみやかに作業工程表及び資金計画表を作成し、甲に提出す
るものとする。これらを変更しようとするときも同様とする。

２ 甲は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、この業務の進捗に支障のないよう資金の準
備等を行うものとする。

(負担額の収入方法等)

第7条 甲は前条の資金計画表に基づき、第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第8条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第9条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第10条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第11条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第13条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

本契約の締結をもって、平成29年5月12日付けで締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業と（都）東部丘陵線事業との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約」（以下「旧契約」という。）は廃止する。なお、旧契約に基づく城陽市から西日本高速道路株式会社への支払金については、支払い実績がそのまま本契約に引き継がれるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

平成29年11月21日

甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 村尾 光弘



別表 1

近畿自動車道名古屋神戸線及び東部丘陵線

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	24,969,321	89,099,679	114,069,000	I
物件調査費	19,098,027	73,715,973	92,814,000	II
事務的経費	2,644,040	-	2,644,040	III = (I + II) * 6%
小計	46,711,388	162,815,652	209,527,040	IV = I + II + III
消費税相当額	3,736,911	13,025,252	16,762,163	IV * 8%
合計	50,448,299	175,840,904	226,289,203	



建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称

城陽スマートインター線（仮称）地質調査業務委託

履 行 期 限

自 平成29年(2017年)11月 2日

至 平成30年(2018年) 2月28日

業 務 委 託 料

¥ 4,190,400.-円

(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥ 310,400.-円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社 アーステック東洋 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限内（以下「履行期限」という。）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年(2017年)11月2日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 〒601-1374 京都市伏見区東山町44-32

氏名 株式会社 アーサー・東洋

代表取締役 中 邦 巳





第 1 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 城陽スマートインター線（仮称）地質調査業務委託
2. 変更履行期限 平成 一 年（ 一 年 ） 一 月 一 日を
平成 一 年（ 一 年 ） 一 月 一 日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 196,560円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,560円)
4. その他変更業務内容
なし

記

平成 29 年（2017 年）1 月 2 日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 30 年（2018 年）2 月 19 日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17 番地
氏名 城陽市長 奥 田 敏 晴



乙 住所 〒601-1374 京都市伏見区醍醐西大路町44-32
氏名 株式会社 アーステック 東洋
代表取締役 井 卓 巳



近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業
と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時
施行における設計等に関する細目協定



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年10月13日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第7条第3項に基づく、設計等に関する事項について、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、設計等の施行にあたって、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な事業の遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、城陽市富野北角地先から城陽市奈島池ノ首地先とし、基本協定別添図-5及び別添図-5（2）のとおりとする。

（設計等の施行区分）

第3条 設計等の施行区分は、基本協定第5条第3項のとおりとし、乙の内部規定により施行するものとする。

（設計等の完成時期）

第4条 設計等の業務の完成時期は、平成30年3月31日までとする。

（設計等の費用負担区分）

第5条 設計等の費用負担区分は、基本協定第6条第3項のとおりとし、第3条に基づく乙が甲より受託する設計等の施行に要する概算費用は、61,203,667円とし、その内訳は別表1「事業費算定調書」及び別表2「年度別計画表」のとおりとする。

2 甲は、物価若しくは賃金の変動、又は計画若しくは設計の変更等により生じた経費を負担するものとし、その詳細については予め乙から甲に協議するものとする。

（工程表及び資金使用計画書の提出）

第6条 乙は、本協定締結後、速やかに工程表及び資金使用計画書を作成し、甲に提出するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

(費用の支払い方法)

第7条 甲は、乙（収入計上事務責任者）が前条の資金計画書に基づき発行する請求書により、その指定する期日（以下「期日」という。）までに乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の納付が遅れた場合は、その納付金額につき期日の翌日から起算した遅延日数に応じ民事法定利率の割合で加算した遅延金を支払うものとする。

(設計等の完了及び精算)

第8条 乙は、設計等が完了したときは、速やかに完了報告書、精算調書及びその他関係書類を甲に提出し、甲及び乙が立会のうえ、設計等の完了を確認し、速やかに費用の精算を行うものとする。

2 前項の手続き完了後、速やかに設計成果物等を乙は甲に引き渡すものとする。

(協定の変更)

第9条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

本協定の締結をもって、平成29年3月6日付けで締結した近畿自動車道名古屋神戸線建設事業と（都）東部丘陵線事業との同時施行における設計等に関する細目協定（以下「旧細目協定」という。）は廃止する。なお、旧細目協定に基づき城陽市から西日本高速道路株式会社への支払金については、支払い実績がそのまま新協定に引き継がれるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月9日

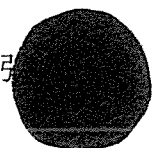
甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 村尾 光弘



別表-1

事業費算定調書

(単位:円)

項 目	甲負担額(円) 【協定】	備 考
設 計 費 等	53,478,732	
事 務 費	3,191,330	
小 計	56,670,062	
消費税及び地方消費税相当額	4,533,605	
合 計	61,203,667	

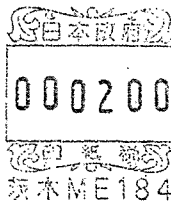
別表-2

年度別計画表

(単位:円)

年 度	委託金額	備 考
平成28年度	17,420,000	
平成29年度	43,783,667	
合 計	61,203,667	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業
と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時
施行における設計等に関する細目協定（第１回変更）



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成２９年１１月９日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定」（以下「原協定」という。）第９条に基づき、原協定の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定第４条を次のとおり改める。

（設計等の完成時期）

第４条 設計等の業務の完成時期は、平成３１年３月３１日までとする。

2. 原協定第５条を次のとおり改める。

（設計等の費用負担区分）

第５条 設計等の費用負担区分は、基本協定第６条第３項のとおりとし、第３条に基づく乙が甲より受託する設計等の施行に要する概算費用は、５０,５７８,６７９円とし、その内訳は別表１（変更）「事業費算定調書」及び別表２（変更）「年度別計画表」のとおりとする。

2 甲は、物価若しくは賃金の変動、又は計画若しくは設計の変更等により生じた経費を負担するものとし、その詳細については予め乙から甲に協議するものとする。

3. 原協定第１０条を次のとおり改める。

（協定の有効期間）

第１０条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成30年 3月30日

甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 村尾 光雄

別表1(変更)

事業費算定調書

(単位:円)

項 目	甲負担額(円) 【協定】(変更前)	甲負担額(円) 【協定】(変更後)	備 考
設 計 費 等	53,478,732	44,181,236	
事 務 費	3,191,330	2,650,874	
小 計	56,670,062	46,832,110	
消費税及び地方消費税相当額	4,533,605	3,746,569	
合 計	61,203,667	50,578,679	

別表2(変更)

年度別計画表

(単位:円)

年 度	委託金額 (変更前)	委託金額 (変更後)	備 考
平成28年度	17,420,000	17,420,000	
平成29年度	43,783,667	0	
平成30年度	0	33,158,679	
合 計	61,203,667	50,578,679	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業
と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時
施行における設計等に関する細目協定（第２回変更）

020000
ME184

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成２９年１１月９日付で締結（平成３０年３月３０日第１回変更）した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定」（以下「原協定」という。）第９条に基づき、原協定の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定第４条を次のとおり改める。
（設計等の完成時期）
第４条 設計等の業務の完成時期は、平成３２年３月３１日までとする。
2. 原協定第５条を次のとおり改める。
（設計等の費用負担区分）
第５条 設計等の費用負担区分は、基本協定第６条第３項のとおりとし、第３条に基づく乙が甲より受託する設計等の施行に要する概算費用は、６５,２５１,８４０円とし、その内訳は別表１（第２回変更）「事業費算定調書」及び別表２（第２回変更）「年度別計画表」のとおりとする。
2 甲は、物価若しくは賃金の変動、又は計画若しくは設計の変更等により生じた経費を負担するものとし、その詳細については予め乙から甲に協議するものとする。
3. 原協定第１０条を次のとおり改める。
（協定の有効期間）
第１０条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成３２年３月３１日までとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成**31**年 3月**29**日



甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 前 邦彦

別表1(第2回変更)

事業費算定調書

(単位:円)

項 目	甲負担額(円) 【協定】(変更前)	甲負担額(円) 【協定】(変更後)	備 考
設 計 費 等	44,181,236	57,031,631	
事 務 費	2,650,874	3,386,739	
小 計	46,832,110	60,418,370	
消費税及び地方消費税相当額	3,746,569	4,833,470	
合 計	50,578,679	65,251,840	

別表2(第2回変更)

年度別計画表

(単位:円)

年 度	委託金額 (変更前)	委託金額 (変更後)	備 考
平成28年度	17,420,000	17,420,000	
平成29年度	0	0	
平成30年度	33,158,679	2,950,888	
平成31年度	0	44,880,952	
合 計	50,578,679	65,251,840	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業
と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時
施行における設計等に関する細目協定（第３回変更）

00020

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成２９年１１月９日付で締結（平成３０年３月３０日第１回変更、平成３１年３月２９日第２回変更）した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定」（以下「原協定」という。）第９条に基づき、原協定の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定第４条を次のとおり改める。
（設計等の完成時期）

第４条 設計等の業務の完成時期は、令和２年３月３１日までとする。

2. 原協定第５条を次のとおり改める。
（設計等の費用負担区分）

第５条 設計等の費用負担区分は、基本協定第６条第３項のとおりとし、第３条に基づく乙が甲より受託する設計等の施行に要する概算費用は、６４,１２８,０８９円とし、その内訳は別表１（第３回変更）「事業費算定調書」及び別表２（第３回変更）「年度別計画表」のとおりとする。

2 甲は、物価若しくは賃金の変動、又は計画若しくは設計の変更等により生じた経費を負担するものとし、その詳細については予め乙から甲に協議するものとする。

3. 原協定第１０条を次のとおり改める。
（協定の有効期間）

第１０条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月３１日までとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和 元 年 10 月 4 日

甲 城陽市

市 長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支 社 長 永田 順宏

別表1(第3回変更)

事業費算定調書

(単位:円)

項 目	甲負担額(円) 【協定】(変更前)	甲負担額(円) 【協定】(変更後)	備 考
設 計 費 等	57,031,631	56,030,816	
事 務 費	3,386,739	3,331,694	
小 計	60,418,370	59,362,510	
消費税及び地方消費税相当額(8%)	4,833,470	4,682,691	
消費税及び地方消費税相当額(10%)	0	82,888	
合 計	65,251,840	64,128,089	

別表2(第3回変更)

年度別計画表

(単位:円)

年 度	委託金額 (変更前)	委託金額 (変更後)	備 考
平成28年度	17,420,000	17,420,000	
平成29年度	0	0	
平成30年度	2,950,888	2,950,888	
平成31・令和元年度	44,880,952	43,757,201	
合 計	65,251,840	64,128,089	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定（第４回変更）



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成２９年１１月９日付で締結（平成３０年３月３０日第１回変更、平成３１年３月２９日第２回変更、令和元年１０月４日第３回変更）した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定」（以下「原協定」という。）第９条に基づき、原協定の一部を次のとおり変更する。

- １． 原協定名「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における設計等に関する細目協定」を、「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における設計等に関する細目協定」に変更する。
- ２． 原協定第４条を次のとおり改める。
（設計等の着手時期と完成時期）
第４条 別表１（第４回変更）に示す設計等①業務の着手時期は平成２９年３月６日であり、完成時期は令和２年３月３１日とする。
２ 別表１（第４回変更）に示す設計等②業務の着手時期は令和元年６月１日であり、完成時期は令和３年３月３１日とする。
- ３． 原協定第５条第１項を次のとおり改める。
（設計等の費用負担区分）
第５条 設計等の費用負担区分は、基本協定第６条第３項のとおりとし、第３条に基づく乙が甲より受託する設計等の施行に要する概算費用は、６４,１０２,３１４円とし、その内訳は別表１（第４回変更）「事業費算定調書」及び別表２（第４回変更）「年度別計画表」のとおりとする。
- ４． 原協定第１０条を次のとおり改める。
（協定の有効期間）
第１０条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2 年 3 月 31 日

甲 城陽市

市 長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支 社 長 永田 順宏



事業費算定調書

(単位:円)

項 目	甲負担額(円) 【協定】(変更前)	甲負担額(円)【協定】 設計等①(変更後)	甲負担額(円)【協定】 設計等②(変更後)	甲負担額(円) 【協定】(変更後)	備 考
設 計 費 等	56,030,816	55,226,235	781,960	56,008,195	
事 務 費	3,331,694	3,283,533	46,917	3,330,450	
小 計	59,362,510	58,509,768	828,877	59,338,645	
消費税及び 地方消費税相当額(8%)	4,682,691	4,680,781	0	4,680,781	
消費税及び 地方消費税相当額(10%)	82,888	0	82,888	82,888	
合 計	64,128,089	63,190,549	911,765	64,102,314	

ただし、

設計等①	・長谷山地区幅杭設置測量 ・長谷山地区航空レーザー測量 ・富野地区道路詳細設計	・城陽東地区道路詳細設計 ・城陽地区土地利用履歴調査 ・城陽スマートIC幅杭設置測量
設計等②	・城陽スマートIC詳細設計業務	

年度別計画表

(単位:円)

年 度	委託金額 (変更前)	委託金額 設計等①(変更後)	委託金額 設計等②(変更後)	備 考
平成28年度	17,420,000	17,420,000	0	
平成29年度	0	0	0	
平成30年度	2,950,888	2,950,888	0	
平成31・令和元年度	43,757,201	42,819,661	0	
令和2年度	0	0	911,765	
合 計	64,128,089	63,190,549	911,765	

建設コンサルタント等業務委託契約書



業務の名称 東部丘陵線予備修正設計業務委託

履行期限 自 平成29年(2017年)11月30日
至 平成30年(2018年)3月30日

業務委託料 ￥3,862,080 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥286,080 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 第一建設株式会在京都事務所 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限内（以下「履行期限」という。）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年(2017年)11月30日

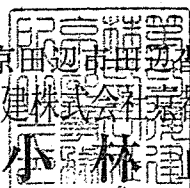
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 7番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府京田辺市田辺沓脱57番6

氏名 第一復建株式会社 京都事務所 所長 小林 正典



1. 工 事 名	市道 3 1 8 5 号線道路改良工事その 3
2. 工 事 場 所	城陽市 富野北角 地内
3. 工 期	平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 1 9 日 から 平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 3 0 日 まで

¥126,583,560, 一円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 **¥9,376,560,-円**)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)3月19日

発注者 住所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

氏名 城陽市長 奥 田 敏



受注者

住所

京都府城陽市寺田區蓮33番地
株式會社 原田 隆
代表取締役 原田 隆雄

氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、説明書及び説明書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証

は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項の工事の場合には、専任の主任技術者又は監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締まりを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引

き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知し

て、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。(3) 設計図書の表示が明確でないこと。(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直

ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施

工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3）仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内で発注者の定める額以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内で発注者の定める額以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から認定の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）以内で発注者の定める額から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで及び第46条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、

受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の8.5以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (8.5 / 10 - 既支払金額 / 請負代金額)

（部分引渡し）

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受ける

べきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 既支払金額 / 請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内

で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アかオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対

して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払にお

いて償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2第2項又は第46条の2の規定によることにあつては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、第43条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2第2項又は第46条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（公正入札違約金）

第46条の2 受注者は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、第43条第1項及び第44条第1項の規定によるほか、受注者が前項の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えていることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（火災保険等）

- 第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

- 第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による京都府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（関係法令の遵守）

- 第51条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労

働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、この契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合においては、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。以下「下請負人」という。）にも同項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、下請負人が、第1項に規定する規定の内容のうち、建設業法施行令第7条の3に規定するもの及び最低賃金法第4条第1項に違反していると認めたときは、当該下請負人に対し、当該違反している事実を指摘して、それを是正させるよう努めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により、下請負人に対し、違反している事実を是正させるよう努めたにもかかわらず、当該下請負人が是正しないときは、発注者に対し、速やかにその旨及び是正を求めた経緯を報告するものとする。

（個人情報の保護）

第52条 受注者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（補則）

第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



第 1 回変更工事請負契約書

工 事 名 市道 3 1 8 5 号線道路改良工事その 3
工事場所 城陽市富野北角地内

平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 1 9 日に締結した上記請負契約を下記の
とおり変更する。

記

請 負 金 額 (———) ￥————— 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥————— 円)

変 更 に 伴 う 完 成 期 日 平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 3 0 日 を
平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 9 月 2 8 日 に 変 更

そ の 他 変 更 に 伴 う 事 項
特になし

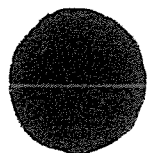
本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 3 0 日

甲 発注者 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 1 6 番地
氏名 城陽市長 奥 田 敏 晴



乙 請負人 住所 京都府城陽市寺田区道 33 番地
氏名 株式会社 原 田 組
代表取締役 原 田 隆 雄





第2回変更工事請負契約書

工 事 名 市道3185号線道路改良工事その3
工事場所 城陽市富野北角地内

平成30年(2018年) 3月30日に締結した上記請負契約を下記のとおり変更する。

記

請 負 金 額 (増 額) ￥783,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥58,000円)

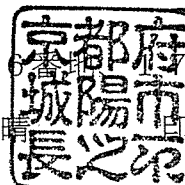
変 更 に 伴 う 完 成 期 日 平成30年(2018年) 9月28日を
平成30年(2018年)12月28日に変更

その他変更に伴う事項
特になし

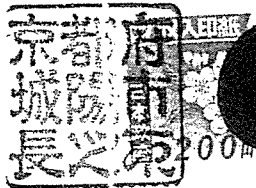
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年(2018年) 9月28日

甲 発注者 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥 田 敏



乙 請負人 住所 京都府城陽市寺田区通33番地
氏名 株式会社 原 田 組
代表取締役 原田隆雄



第3回変更工事請負契約書

工事名 市道3185号線道路改良工事その3

工事場所 城陽市富野北角地内

平成30年(2018年) 9月28日に締結した上記請負契約を下記のとおり変更する。

記

請負金額 (——) ￥ ————— 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ————— 円)

変更に伴う完成期日 平成30年(2018年)12月28日を

平成31年(2019年) 1月31日に変更

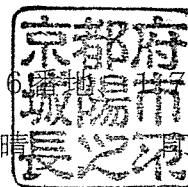
その他変更に伴う事項

特になし

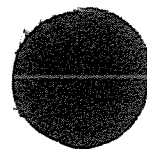
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

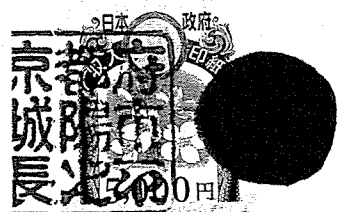
平成30年(2018年)12月 7日

甲 発注者 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 請負人 住所 京都府城陽市寺田区道33番地
氏名 株式会社 原田 組
代表取締役 原田 隆雄





第4回変更工事請負契約書

工事名 市道3185号線道路改良工事その3

工事場所 城陽市富野北角地内

平成30年(2018年) 12月7日に締結した上記請負契約を下記のとおり変更する。

記

請負金額(増額) ￥7,077,240円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥524,240円)

変更に伴う完成期日 平成一年(一年)一月一日を
平成一年(一年)一月一日に変更

その他変更に伴う事項
特になし

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 1月 28日

甲 発注者 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田敏晴



乙 請負人 住所

京都府城陽市寺田区道33番地

株式会社 原田組

氏名

代表取締役 原田隆雄



請 書 (業 務 委 託)

1. 委 託 名	市道 3185 号線地歴調査業務委託
2. 契 約 金 額	¥ 4 3 2, 0 0 0 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 32, 0 0 0 円)
3. 委 託 期 間	着手 平成 3 0 年 (2018 年) 7 月 6 日 完了 平成 3 0 年 (2018 年) 7 月 3 1 日
4. その他の 必要事項	

上記について、設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書のとおり、誠実に契約履行をお願いいたします。

平成 3 0 年 (2018 年) 7 月 6 日

城陽市長 奥 田 敏 晴 様

受託者

住 所 京都市伏見区醍醐西大路町 44-32

氏 名 株式会社アーステック東洋

代表取締役 中井 卓巳



1. 別紙設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書に基づき頭書の期限内に業務を完了すること。
2. 建設事業に係る業務の着手及び完了をした時は、文書で届けを行うこと。
3. 発注者は業務完了届を受けたときは、7日以内に検査を行い結果を受託者に通知する。
4. 前項の検査の結果、不合格となった時は、その指示に従い、改造または手直しを行い再検査を受けること。
5. 請書の契約金額は検査に合格した後、所定の手続きに従って請求を行うこと。
6. 発注者は前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。
7. 受託者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。
8. この請書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当事者双方が協議して定める。

上記、請書のとおり検査しました。

平成30年(2018年) 7月31日

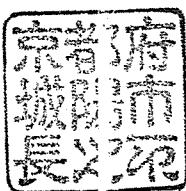
検査者 職氏名

木村 敬 

立会人 職氏名

伊藤 航 

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（平成30年度）



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年11月21日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業及び城陽スマートインター線（仮称）事業との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第4条に基づき、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、別表1のとおりとする。

（施行期間）

第5条 測量調査等の施行期間は、本契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

（作業工程表及び資金計画表）

第6条 乙は、本契約を締結した後、すみやかに作業工程表及び資金計画表を作成し、甲に提出するものとする。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 甲は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、この業務の進捗に支障のないよう資金の準備等を行うものとする。

(負担額の収入方法等)

第7条 甲は前条の資金計画表に基づき、第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第8条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第9条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第10条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第11条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第13条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

る請

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

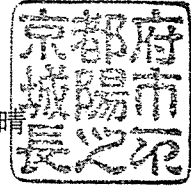
公日

する

平成30年8月21日

務手

甲 城陽市
市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社
支社長 前 邦彦



起因

する

は

とす

うえ

別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	-	-	-	I
物件調査費	2,396,232	5,316,768	7,713,000	II
事務的経費	143,773	-	143,773	III = (I + II) * 6%
小計	2,540,005	5,316,768	7,856,773	IV = I + II + III
消費税相当額	203,200	425,341	628,541	IV * 8%
合計	2,743,205	5,742,109	8,485,314	



200円

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その2業務委託

履行期限 自 平成30年(2018年)10月1日
至 平成30年(2018年)11月5日

業務委託料 ￥734,400 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥54,400 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 土地家屋調査士秋田事務所 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年（2018年）10月1日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所

氏名

〒610-0101 京都府城陽市平川横道77番地12

土地家屋調査士秋田事務所

代表 秋田 朋徳

印



第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その2業務委託
2. 変更履行期限 平成30年(2018年) 11月 5日を
平成30年(2018年) 11月 30日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 149,040円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 11,040円)
4. その他変更業務内容 なし

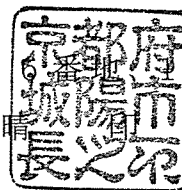
記

平成30年(2018年) 10月 1日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年(2018年) 11月 5日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏



乙 住所 京都府城陽市平川横道11番地12
氏名 土地家屋調査士 秋田事務所 印
代表 秋田 朋穂



建設コンサルタント等業務委託契約書

1,000円

委託業務の名称 東部丘陵線幅杭設計その2業務委託

履行期限 自 平成30年(2018年)10月1日
至 平成30年(2018年)12月28日

業務委託料 ￥2,214,000.- 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥164,000.-円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 牧草総合設計株式会社 城陽営業所 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。
(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年（2018年）10月1日

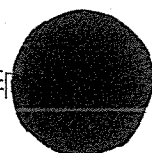
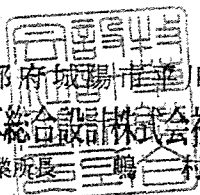
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市華川広田74-3

氏名 牧草総合設計株式会社 城陽営業所 営業所長 三嶋 村 憲 司 印





第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線幅杭設計その2業務委託
2. 変更履行期限 平成30年(2018年) 12月 28日を
平成31年(2019年) 3月 29日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 610,200円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 45,200円)
4. その他変更業務内容 なし

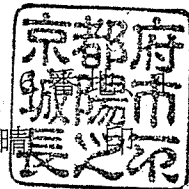
記

平成30年(2018年) 10月 1日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年(2018年) 12月 28日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1 7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市平川広田74-3
氏名 牧草総合設計株式会社 城陽営業所
営業所長 嶋村 憲司



建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵地交通量推計調査業務委託

履行期限 自 平成30年(2018年)10月31日
至 平成30年(2018年)12月28日

業務委託料 ￥3,045,600円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥225,600円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 一般社団法人 システム科学研究所 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分
審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条
6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違
すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金とし
甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日
翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額
違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、
その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算し
利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収
する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、
は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規
則を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議
して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年（2018年）10月31日

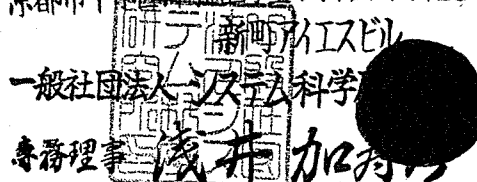
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市中京区新町通四条上小結棚町428番地

氏名 一般社団法人システム科学





建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線保安林解除申請図書作成業務委託

履行期限 自 平成31年(2019年)1月24日
至 平成31年(2019年)3月29日

業務委託料 5,918,400 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 438,400 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 アトラス工営株式会社 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分
審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条
6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(契約の解除、及びこれに伴う違約金)

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違
すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金とし
甲の指定する期間内に納付するものとする。

(履行遅延に対する違約金等)

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日
翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額
違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

(違約金にかかる延滞金)

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は
その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算し
利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収
する。

(検査及び引渡し)

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、
は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

(業務委託料の支払い)

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があつたときは、30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規
を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協
して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年（2019年）1月24日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 アトラス工管株式会社

氏名 代表取締役 榎本 信

〒631-0842奈良県奈良市菅原町650番地1





第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線保安林解除申請図書作成業務委託
2. 変更履行期限 平成31年(2019年) 3月 29日を
平成31年(2019年) 8月 30日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

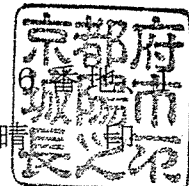
記

平成31年(2019年) 1月 24日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 3月 29日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口16番地7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 奈良県奈良市宮内町650番地1
氏名 アトリス工業株式会社
代表取締役 杉本 信雄





第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線保安林解除申請図書作成業務委託
2. 変更履行期限 平成31年(2019年) 8月 30日を
令和元年(2019年) 12月 27日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

平成31年(2019年) 3月 29日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 8月 30日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 奈良市萱原町650番地1
氏名 アトラキ宮株式会社
代表取締役 杉本 信雄





第3回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線保安林解除申請図書作成業務委託
2. 変更履行期限 令和 元年(2019年) 12月 27日を
令和 2年(2020年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 203,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,500円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 8月 30日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

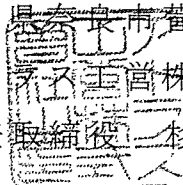
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 12月 27日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 16番地 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 奈良県奈良市萱原町650番地1
氏名 アトラス工業株式会社
代表取締役 杉本 信雄



収入印紙

20,000

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称

東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託

履行期限

自 平成31年(2019年)1月24日

至 平成31年(2019年)3月29日

業務委託料

124,848,800 円

(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 924,800 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社京光コンサルタンツ京都営業所
所長 山本憲一郎
を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分
審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条
6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違
うと認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金とし
甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日
翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額
違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は
その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算し
利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収
する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、
は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規
則を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協
して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年（2019年）1月24日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

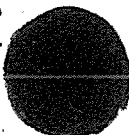
氏名 城陽市長 奥田 敏晴

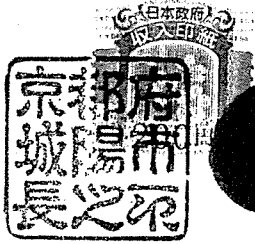


乙 住所 京都府城陽市寺田新屋44番地6

氏名 株式会社東光コンサルティング 京都営業所

所長 山本憲一郎





第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 平成31年(2019年) 3月 29日を
平成31年(2019年) 9月 30日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

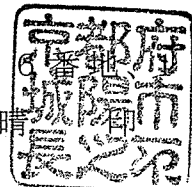
記

平成31年(2019年) 1月 24日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

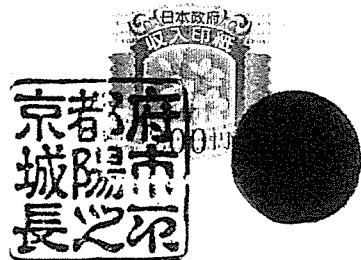
平成31年(2019年) 3月 29日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田西ノ口44番地6
氏名 株式会社東光コンサルタンツ京都営業所 印
所長 山本 憲一郎





第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 令和元年(2019年) 9月 30日を
令和2年(2020年) 1月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

平成31年(2019年) 3月 29日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 9月 30日

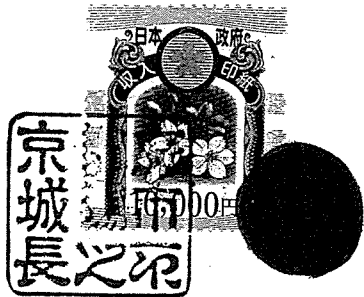
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1 7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田極尻44番地6
氏名 株式会社東光コンサルタンツ京都営業所
所長 山本憲一



印



第3回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 1月 31日を
令和2年(2020年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 7,565,800円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 687,800円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 9月 30日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 1月 31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田通尻44番地6
氏名 株式会社京光エナジーソリューションズ京都営業所 印
所長 山本 憲一郎





第4回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 3月 31日を
令和2年(2020年) 7月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

令和2年(2020年) 1月 31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

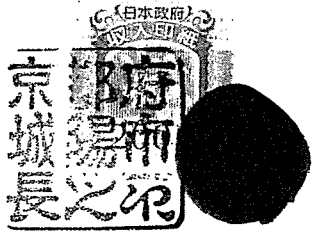
令和2年(2020年) 3月 31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏



乙 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地44番地6
氏名 株式会社東光インテック 京都営業所 所長 山本 憲一郎





第 5 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 7月 31日を
令和2年(2020年) 12月 28日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

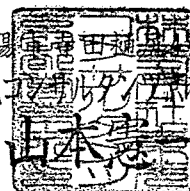
令和2年(2020年) 3月 31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

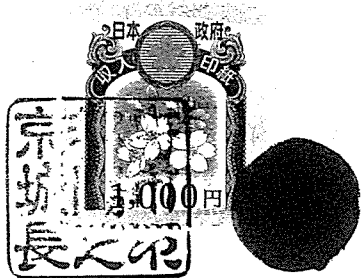
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 7月 31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏

乙 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地6番地
氏名 株式会社東光 所長 山本 忠一郎





第 6 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その2業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 12月 28日を
令和3年(2021年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 2,893,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 263,000円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和2年(2020年) 7月 31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

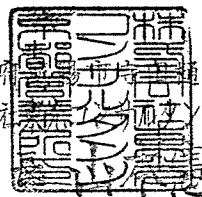
令和2年(2020年) 12月 28日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所
氏名

京都府城陽市寺田東ノ口1番地44番地6
株式会社 三井物産 京都営業所
所長 三井 一郎





工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 市道17号線舗装工事
2. 工 事 場 所 城陽市 富野北角 外地内
3. 工 期 平成31年(2019年) 2月 6日 から
平成31年(2019年) 3月15日 まで
4. 請負代金額 ￥14,135,040- 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,047,040- 円)
5. 契約保証金 要

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、
次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと
する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 2月 6日

発注者 住所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

氏名 城陽市長 奥 田 敏 晴



受注者 住所 京都府城陽市寺田西内27番地の1

福井建設株式会社

氏名

代表取締役

福井 一 枝



第1回変更工事請負契約書

工事名 市道17号線舗装工事
 工事場所 城陽市富野北角外地内

平成31年(2019年)2月6日に締結した上記請負契約を下記のとおり変更する。

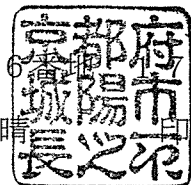
記

請負金額(減額) ￥110,160円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥8,160円)
 変更に伴う完成期日 平成一年(一年)一月一日を
 平成一年(一年)一月一日に変更
 その他変更に伴う事項
 特になし

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 3月 13日

甲 発注者 住所 京都府城陽市寺田東ノ口16番地
 氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 請負人 住所 京都府城陽市市辺中垣内27番地の1
 氏名 福井建設株式会社
 代表取締役 福井 一樹

印

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その3 業務委託

履行期限 自 平成31年(2019年)3月18日
至 平成31年(2019年)3月29日

業務委託料 ¥3,564,000円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥264,000円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社 コウヨウ測量設計 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲として定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年（2019年）3月18日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



京都府城陽市寺田高田20番地の36

乙 住所 株式会社 コウヨウ測量設計

氏名 代表取締役 村田 憲一



第 1 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その3業務委託
2. 変更履行期限 平成31年(2019年) 3月 29日を
平成31年(2019年) 6月 28日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

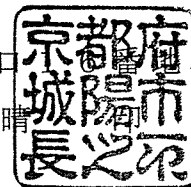
記

平成31年(2019年) 3月 18日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 3月 29日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田高田20番地の36
氏名 株式会社コウヨウ測量設計代表取締役 村田 憲一



第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その3業務委託
2. 変更履行期限 令和元年(2019年) 6月 29日を
令和元年(2019年) 8月 30日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 186,840円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 13,840円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 3月 29日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 6月 28日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田高田20番地の36
氏名 株式会社 コウヨウ測量設計
代表取締役 村田 憲一



第3回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その3業務委託
2. 変更履行期限 令和元年(2019年) 8月 30日を
令和元年(2019年) 9月 30日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 6月 28日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

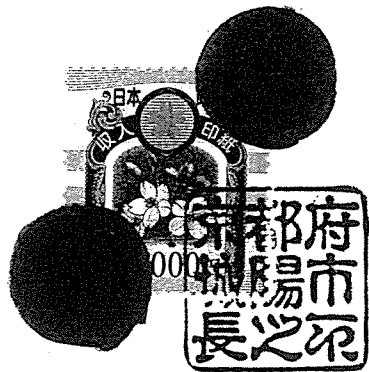
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 8月 30日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1 7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田高田20番地の36
氏名 株式会社 コウヨウ測量設計
代表取締役 村田 憲一



第 4 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その3業務委託
2. 平成 一 年(一 年) 一 月 一 日を
平成 一 年(一 年) 一 月 一 日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 6, 4 4 6, 5 2 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4 7 7, 5 2 0 円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 8 月 3 0 日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和元年(2019年) 9 月 2 7 日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 1 7 番地
氏名 城陽市長 奥 田 敏 晴



乙 住所 京都府城陽市寺田高田 2 0 番地の 3 6
氏名 株式会社 コウヨウ測量設計
代表取締役 村 田 憲 一



建設コンサルタント等業務委託契約書

の名称 東部丘陵線地積測量図作成その3業務委託

履行期限 自 令和元年(2019年)5月13日
至 令和元年(2019年)7月31日

業務委託料 **864,000 円**

(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 **64,000 円**)

公益社団法人 京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会

理事長 南 育雄

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者
を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

第5条 第4条第2項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があつたときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年（2019年）5月13日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口

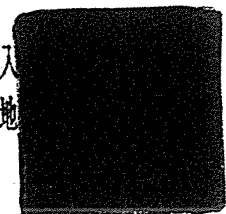
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所

京都市中京区竹屋町通富小路東入
公益社団法人 京都公共福祉登記土地

氏名 理事長 南 育





第 1 回変更業務委託契約書

- | | | | |
|---------------|----------------------------|----|--|
| 1. 委託業務の名称 | <u>東部丘陵線地積測量図作成その3業務委託</u> | | |
| 2. 変更履行期限 | 令和元年(2019年) | 7月 | 31日を
令和元年(2019年) 11月 29日に変更 |
| 3. 前業務委託料に対する | 増額 | | 16,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,000円) |
| 4. その他変更業務内容 | なし | | |

記

令和元年(2019年) 5月13日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

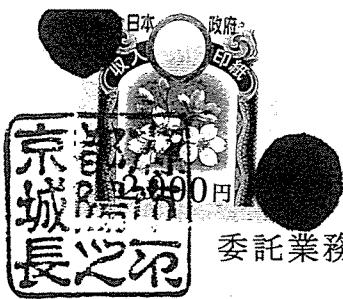
令和元年(2019年) 7月 31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町420番地
氏名 公益社団法人 京都公共職託登記土地家屋調査士会
理事長 南 育雄





建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その5業務委託

履行期限 自 令和元年（2019年）11月22日
至 令和2年（2020年）1月31日

業務委託料 4,180,000 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 280,000 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 土地家屋調査士秋田事務所 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限内（以下「履行期限」という。）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、
審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の
6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反
すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として
甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の
翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の
違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、
その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した
利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収す
る。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙
は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があつたときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定
を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議
して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年（2019年）11月22日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



〒610-0101 京都府城陽市平川横道77番地12

乙 住所 土地家屋調査士秋田事務所

氏名 代表 秋田 朋徳

第 1 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線用地測量その5業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 1月31日を
令和2年(2020年) 2月28日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 1,129,700円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 102,700円)
4. その他変更業務内容 なし

記

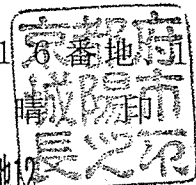
令和2年(2020年)11月22日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

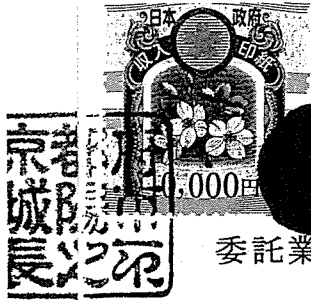
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 1月 30日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地7番地
氏名 城陽市長 奥田 敏

乙 住所 〒610-0101 京都府城陽市平川横道77番地12
氏名 土地家屋調査士秋田事務所
代表 秋田 朋徳





建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線調整池予備設計その3業務委託

履行期限 自 令和元年（2019年）12月19日
至 令和2年（2020年）3月31日

業務委託料 7,700,000 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 700,000 円)

株式会社東光コンサルタンツ京都営業所

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 所長 山本憲一郎 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限内（以下「履行期限」という。）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があつたときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年（2019年）12月19日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田東ノ口44番地6

氏名 株式会社東光エレクトロニクス 京都営業所 所長 山本 憲一



第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線調整池予備設計その3業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 3月 31日を
令和2年(2020年) 7月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

令和元年(2019年) 12月19日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 3月 31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 6番地 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏

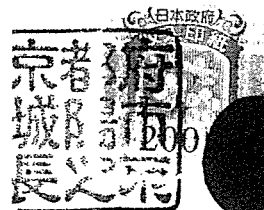


乙 住所
氏名

京都府城陽市寺田通44番地6
株式会社東光コンサルツ京都営業所

所長 山本憲一郎





第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線調整池予備設計その3業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 7月 31日を
令和2年(2020年) 12月 28日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

令和2年(2020年) 3月31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

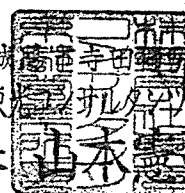
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

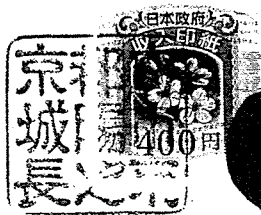
令和2年(2020年) 7月31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 44番地6
氏名 株式会社京都営業所 所長





第3回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線調整池予備設計その3業務委託
2. 変更履行期限 令和2年(2020年) 12月 28日を
令和3年(2021年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増額 1,490,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 135,500円)
4. その他変更業務内容 なし

記

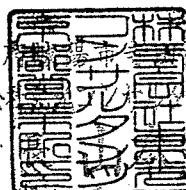
令和2年(2020年) 7月31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 12月28日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴

乙 住所 京都府城陽市通尻44番地6
株式会社 〆ツ京都営業所
氏名 〆 一郎





建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線物件補償再調査業務委託

履行期限 自 令和2年(2020年) 1月30日
至 令和2年(2020年) 3月31日

業務委託料 ￥715,000円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥65,000円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社 三和綜合コンサル京都支店 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年（2020年）1月30日

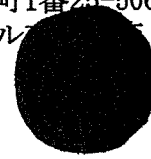
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号

氏名 支店長 河脇 敏行



近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和元年度城陽スマートIC分）



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年11月21日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（令和元年12月18日付第1回変更）（以下「細目協定」という。）第4条に基づき、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、別表1のとおりとする。

（対象期間）

第5条 本契約にて定める費用負担額の対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間とする。

（負担額の収入方法等）

第6条 甲は第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第7条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第9条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第10条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第12条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第13条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

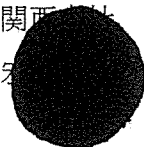
本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 2 年 3 月 16 日

甲 城陽市
市 長 奥 田 敏 晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社
支 社 長 永 田 順 宏



別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	1,340,534	7,275,466	8,616,000	I
物件調査費	5,005,312	9,022,688	14,028,000	II
事務的経費	380,750	-	380,750	III=(I+II)*6%
小計	6,726,596	16,298,154	23,024,750	IV=I+II+III
消費税相当額	672,660	1,629,815	2,302,475	IV*10%
合計	7,399,256	17,927,969	25,327,225	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和元年度本線区間分）

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年11月21日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（令和元年12月18日付第1回変更）（以下「細目協定」という。）第4条に基づき、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、別表1のとおりとする。

（施行期間）

第5条 本契約にて定める費用負担額の対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間とする。

（負担額の収入方法等）

第6条 甲は第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第7条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第9条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第10条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第12条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

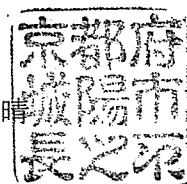
第13条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 2 年 3 月 23 日

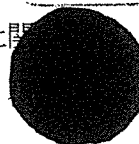
甲 城陽市

市 長 奥 田 敏 晴



乙 西日本高速道路株式会社

支 社 長 永 田 順



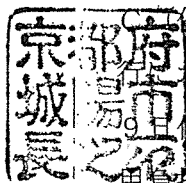
別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	0	0	0	I
物件調査費	7,342,963	17,337,037	24,680,000	II
事務的経費	440,577	-	440,577	III=(I+II)*6%
小計	7,783,540	17,337,037	25,120,577	IV=I+II+III
消費税相当額	778,354	1,733,704	2,512,058	IV*10%
合計	8,561,894	19,070,741	27,632,635	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和2年度）

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、平成29年11月21日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（令和元年12月18日付第1回変更、令和3年1月2日付第2回変更）（以下「細目協定」という。）第4条に基づき、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。



（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、別表1のとおりとする。

（施行期間）

第5条 本契約にて定める費用負担額の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間とする。

（負担額の収入方法等）

第6条 甲は第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第7条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第9条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第10条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(契約の変更)

第12条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

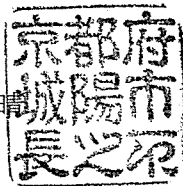
(その他)

第13条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

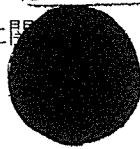
本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 3 年 2 月 25 日

甲 城陽市
市 長 奥 田 敏 晴



乙 西日本高速道路株式会社
支 社 長 永 田 順



別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	0	0	0	I
物件調査費	756,648	2,176,352	2,933,000	II
事務的経費	45,399	-	45,399	III = (I + II) * 6%
小計	802,047	2,176,352	2,978,399	IV = I + II + III
消費税相当額	80,205	217,635	297,840	IV * 10%
合計	882,252	2,393,987	3,276,239	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と000200
（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における
工事等に関する令和2年度実施協定



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、令和 3年 3月 12日付けで締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第6条に基づき、令和2年度の工事施行について、次のとおり協定を締結する。

（工事等の施行区分）

第1条 工事等の施行区分は、基本協定第5条第4項のとおりとし、乙の内部規定により施行するものとする。

（工事等の内容）

第2条 工事等の内容は前項の示す範囲の土工工事を行うものとする。

（工事等の費用負担）

第3条 事業の施行に要する甲の負担額（以下「費用」という。）は20,255,718円とし、その内訳については別表1「事業費負担内訳表」のとおりとする。

（工程表及び資金使用計画書の提出）

第4条 乙は、本協定締結後、速やかに工程表及び資金使用計画書を作成し、甲に提出するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

（費用の支払い方法）

第5条 甲は、前条に定める資金使用計画書に基づき、事業に支障のないよう資金を準備し、乙の発行する請求書により、その指定する期日（以下「期日」という。）までに乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の納付が遅れた場合は、その納付金額につき期日の翌日から起算した遅延日数に応じ民事法定利率の割合で加算した遅延金を支払うものとする。

（完了の確認及び費用の精算）

第6条 乙は、事業に係る工事等が完了したときは費用の精算を行い、完了報告書及び精算調書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項による報告を受けたときは、完了を確認後速やかに乙の発行する請求書により費用を乙に支払うものとする。

（協定の変更）

第7条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 3年 3月 12日

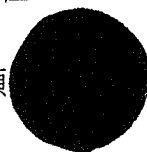
甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 永田 順

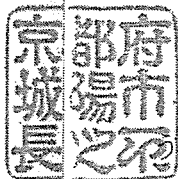


事業費負担額内訳表

(単位：円)

項 目		令和 2 年度	備 考
	消費税対象額	16,865,990	
	消費税非対象額	0	
工 事 費 等		16,865,990	
	消費税対象額	505,980	
	消費税非対象額	0	
施 工 管 理 費		505,980	
	消費税対象額	17,371,970	
	消費税非対象額	0	
小 計		17,371,970	
	消費税対象額	1,042,319	
	消費税非対象額	0	
事 務 的 経 費		1,042,319	
	消費税対象額	18,414,289	
	消費税非対象額	0	
合 計		18,414,289	
消 費 税 相 当 額		1,841,429	
総 計		20,255,718	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する令和３年度実施協定



城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、令和 ３ 年 ３ 月 １ ２ 日付けで締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における工事等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第 6 条に基づき、令和 3 年度の工事施行について、次のとおり協定を締結する。

（工事等の施行区分）

第 1 条 工事等の施行区分は、基本協定第 5 条第 4 項のとおりとし、乙の内部規定により施行するものとする。

（工事等の内容）

第 2 条 工事等の内容は前項の示す範囲の土工工事を行うものとする。

（工事等の費用負担）

第 3 条 事業の施行に要する甲の負担額（以下「費用」という。）は 56,658,080 円とし、その内訳については別表 1「事業費負担内訳表」のとおりとする。

（工程表及び資金使用計画書の提出）

第 4 条 乙は、本協定締結後、速やかに工程表及び資金使用計画書を作成し、甲に提出するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

（費用の支払い方法）

第 5 条 甲は、前条に定める資金使用計画書に基づき、事業に支障のないよう資金を準備し、乙の発行する請求書により、その指定する期日（以下「期日」という。）までに乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の納付が遅れた場合は、その納付金額につき期日の翌日から起算した遅延日数に応じ民事法定利率の割合で加算した遅延金を支払うものとする。

（完了の確認及び費用の精算）

第 6 条 乙は、事業に係る工事等が完了したときは費用の精算を行い、完了報告書及び精算調書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項による報告を受けたときは、完了を確認後速やかに乙の発行する請求書により費用を乙に支払うものとする。

（協定の変更）

第 7 条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

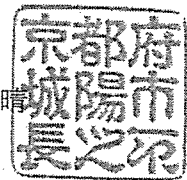
第9条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月 / 日

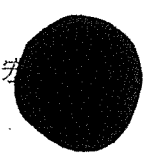
甲 城陽市

市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西支社

支社長 永田 順彦



事業費負担額内訳表

(単位：円)

項 目		令和 3 年度	備 考
	消費税対象額	0	
	消費税非対象額	51,990,006	
工 事 費 等		51,990,006	
	消費税対象額	0	
	消費税非対象額	1,559,700	
施 工 管 理 費		1,559,700	
	消費税対象額	0	
	消費税非対象額	53,549,706	
小 計		53,549,706	
	消費税対象額	0	
	消費税非対象額	3,108,374	
事 務 的 経 費		3,108,374	
	消費税対象額	0	
	消費税非対象額	56,658,080	
合 計		56,658,080	
消 費 税 相 当 額		0	
総 計		56,658,080	

近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等の受委託に関する契約（令和3年度）

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、

平成29年11月21日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートIC（仮称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行における測量調査等に関する細目協定」（令和元年12月18日付第1回変更、令和3年1月29日第2回変更及び令和3年3月3日付第3回変更）（以下「細目協定」という。）第4条に基づ

き、測量調査等の受委託に係る費用負担の方法、その他詳細について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、測量調査等の受委託について、費用負担の方法、その詳細を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本契約の適用範囲は、別添図1の範囲とする。

（施行区分）

第3条 甲及び乙の施行区分は、別添図2のとおりとし、青色部分については甲が乙に委託し、乙が施行するものとする。

2 甲は、乙が行う測量調査等に関し協力するものとする。

（費用負担額）

第4条 本契約における費用負担額は、細目協定第3条の費用負担割合に基づくものとし、別表1のとおりとする。

（施行期間）

第5条 本契約にて定める費用負担額の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間とする。

（負担額の収入方法等）

第6条 甲は第4条の負担額を乙の収入計上事務責任者が発行する請求書により、乙に納入するものとする。

2 乙は、甲が前項の請求書に定めた期間内に納入しないときは、請求書において指定する支払日の翌日を起算日として遅延日数に応じ年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができるものとする。

(進捗状況の確認)

第7条 甲及び乙は、必要に応じて測量調査等の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(増加経費の負担)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価もしくは賃金の変動により必要となった金額
- 二 計画もしくは設計変更等により必要となった金額
- 三 天災その他不可抗力により発生した損害のため必要となった金額
- 四 前三号に定めるほか、受託業務に関し発生した損害（乙の職員の故意又は重大な過失に起因するものを除く。）のため必要となった金額

(費用の精算)

第9条 乙は、測量調査等が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び精算調書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、業務の完了及び精算金額の確認を行い、乙に通知し、乙は費用の精算をするものとする。

(成果品の引渡し)

第10条 乙は、前条第2項の手続き完了後、業務に係る成果品を遅滞なく甲へ引渡すものとする。

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約に定める手続きが完了する日までとする。

(☐ 為の変更)

第12条 本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

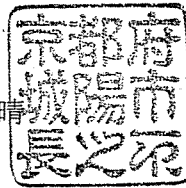
第13条 本契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 3 年 5 月 26 日

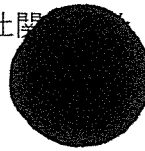
甲 城陽市

市 長 奥 田 敏 晴



乙 西日本高速道路株式会社

支 社 長 永 田 順



別表 1

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	0	0	0	I
物件調査費	24,200,340	51,307,660	75,508,000	II
事務的経費	1,452,020	-	1,452,020	III
小計	25,652,360	51,307,660	76,960,020	IV = I + II + III
消費税相当額	2,565,236	5,130,766	7,696,002	IV * 10%
合計	28,217,596	56,438,426	84,656,022	



近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮称）建設事業と
（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行
における測量調査等の受委託に関する契約（令和３年度）（第１回変更）

060000

ME184

城陽市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、
令和３年５月２６日付で締結した「近畿自動車道名古屋神戸線建設事業及び城陽スマートＩＣ（仮
称）建設事業と（都）東部丘陵線事業（本線区間及びインターアクセス区間）との同時施行にお
ける測量調査等の受委託に関する契約（令和３年度）」（以下「原契約」という。）第１２条に基づ
き、原契約の一部を次のとおり改める。

1. 原契約第２条中「別添図１」を「別添図１（変更）」に改める。
2. 原契約第３条中「別添図２」を「別添図２（変更）」に改める。
3. 原契約第４条中「別表１」を「別表１（変更）」に改める。
4. この契約書に記載のない事項については、原契約書のとおりとする。

令和４年２月１８日

甲 城陽市
市長 奥田 敏晴



乙 西日本高速道路株式会社関西
支社長 永田 順宏

別表 1 (変更)

(単位：円)

名称	甲	乙	全体	備考
用地測量費	0	0	0	I
物件調査費	54,773,639	118,060,361	172,834,000	II
事務的経費	3,262,550	-	3,262,550	III
小計	58,036,189	118,060,361	176,096,550	IV= I + II + III
消費税相当額	5,803,619	11,806,036	17,609,655	IV*10%
合計	63,839,808	129,866,397	193,706,205	

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線調整池詳細設計業務委託

履行期限 自 令和3年(2021年) 6月29日

至 令和3年(2021年) 11月30日

業務委託料

15,620,000円

(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 1,420,000円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社東光コンサルタンツ京都営業所
 所長 山本憲一郎 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由地使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

3 乙は、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、誠実な履行ができる見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、乙の責に帰する事由により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、引き渡された成果品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（秘密の保持）

第14条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第16条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年(2021年)6月29日

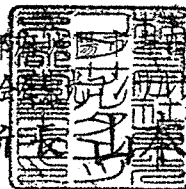
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府京都市左区堀川44番地6

氏名 株式会社 三井物産 代表取締役 奥田 憲一郎



三井物産株式会社 代表取締役 奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎

奥田 憲一郎



第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線調整池詳細設計業務委託
2. 変更履行期限 令和3年(2021年) 11月 30日を
令和4年(2022年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

令和3年(2021年) 6月29日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

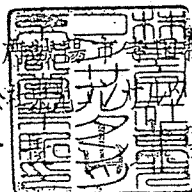
令和3年(2021年) 11月 30日

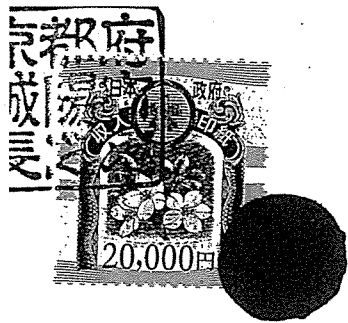
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所
氏名

京都府城陽市寺田東ノ口1番地
株式会社 奥田 敏晴





第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線調整池詳細設計業務委託
2. 変更履行期限 なし
3. 前業務委託料に対する 増額 21,560,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,960,000円)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和3年(2021年) 11月 30日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

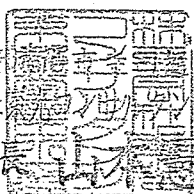
令和4年(2022年) 3月22日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所
氏名

京都府城陽市寺田東ノ口1番地44番地6
株式会社 京都営業所
所長 山本 一郎





請 書 (業 務 委 託)

1. 工 事 名	(仮称)長池地区特産物販売広場分筆登記業務委託
2. 契 約 金 額	¥484,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 44,000 円)
3. 工 期	着手 令和3年(2021年) 7月 2日 完了 令和4年(2022年) 2月28日
4. その他の 必要事項	

上記について、設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書のとおり、誠実に契約履行をお願いいたします。

令和3年(2021年)7月2日

城陽市長 奥田 敏晴 様

請負人
住 所
氏 名

〒610-0121 京都府城陽市寺田北山田31番地の2
信吉登記測量事務所
土地家屋調査士 信吉秀起

印

1. 別紙設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書に基づき頭書の期限内に工事を完成すること。
2. 業務の着手および完了した時は、文書で届けを行うこと。
3. 発注者は業務完了届を受けたときは、7日以内に検査を行い結果を請負人に通知する。
4. 前項の検査の結果不合格となった時は、その指示に従い、改造または手直しを行い再検査を受けること。
5. 頭書の契約金額は検査に合格した後、所定の手続きに従って請求を行うこと。
6. 発注者は前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。
7. 請負人は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。
8. この請書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当事者双方が協議して定める。



請 書 （ 業 務 委 託 ）

1. 業 務 名	土壌汚染対策法届出資料作成業務委託
2. 契 約 金 額	473,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 43,000 円)
3. 委 託 期 間	着手 令和3年(2021年) 8月 5日 完了 令和3年(2021年) 10月 29日
4. その他の 必要事項	別添「仕様書」のとおり。

上記について、設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書のとおり、誠実に契約履行をお願いいたします。

令和3年(2021年) 8月 5日

城陽市長 奥田敏晴 様

受託者

住 所
氏 名

京都府城陽市平川広田74-3
牧草総合設計株式会社 城陽営業所
営業所長 嶋村 憲 司

1. 別紙設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書に基づき頭書の期限内に業務を完成すること。
2. 建設事業に係る業務の着手および完了をした時は、文書で届けを行うこと。
3. 発注者は業務完成届を受けたときは、7日以内に検査を行い結果を受託者に通知する。
4. 前項の検査の結果、不合格となった時は、その指示に従い、改造または手直しを行い再検査を受けること。
5. 頭書の契約金額は検査に合格した後、所定の手続きに従って請求を行うこと。
6. 発注者は前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。
7. 受託者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。
8. この請書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当事者双方が協議して定める。

上記、請書のとおり検査しました。

令和~~3~~⁴年(20~~23~~²⁴年) 3月 31日

検査者 職氏名 仙田 政和 

立会人 職氏名 山崎 健 



第 1 回 変 更 請 書

事業名 土 壌 汚 染 対 策 法 届 出 資 料 作 成 業 務 委 託

1. 契 約 金 額 (増 額)

_____円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 —円)

2. 履 行 期 限

令和

3 年 (2021年) 1 0 月 2 9 日 を

令和

4 年 (2022年) 3 月 3 1 日 に 変 更

3. そ の 他 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
な し		

令 和 3 年 (2021年) 8 月 5 日 に 徴 取 さ れ た 請 書 の 一 部 を
上 記 の と お り 変 更 の う え、お 請 け い た し ま す。

令 和 3 年 (2021年) 1 0 月 2 9 日

城 陽 市 長 様

受 託 者

住 所
氏 名

京 都 府 城 陽 市 平 川 広 田 74-3
牧 草 総 合 設 計 有 限 公 司 城 陽 営 業 所
営 業 所 長 村 憲 司

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託者の名称 東部丘陵線道路詳細設計その3業務委託

履行期限 自 令和3年(2021年) 9月 3日
至 令和3年(2021年) 12月 28日

業務委託料 6,930,000 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 630,000 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 株式会社 日照技術コンサルタント を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
3 乙は、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、誠実な履行ができる見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、乙の責に帰する事由により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、乙は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（秘密の保持）

第14条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第16条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年(2021年)9月3日



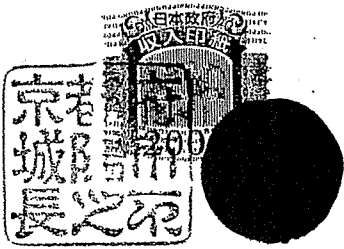
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴

乙 住所 京都府城陽市観音堂甲畑5番地の17

株式会社日照技術コンサルタン

氏名 城陽支店長 市原 房彦



第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その3業務委託
2. 変更履行期限 令和3年(2021年) 12月 28日を
令和4年(2022年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

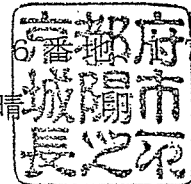
記

令和3年(2021年) 9月3日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年(2021年) 12月 28日

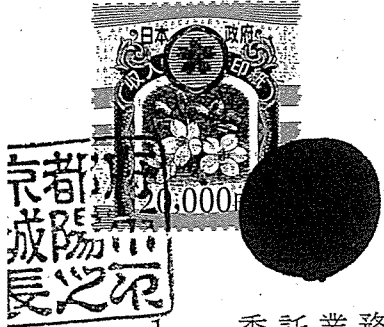
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口16番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都府城陽市観音堂甲畑5番地の17
氏名 株式会社日勝技術コンサルタント

城陽支店長 市原 房江





第2回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線道路詳細設計その3業務委託
2. 変更履行期限 なし
3. 前業務委託料に対する 増額 11,990,000円
4. (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,090,000円)
5. その他変更業務内容 なし

記

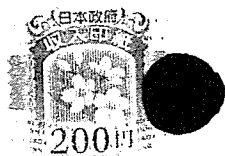
令和3年(2021年) 12月28日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年(2022年) 3月 18日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏

乙 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 甲畑5番地の17
氏名 株式会社日興建設コンサルタント
城陽市長 菅原 房江



請 書 （ 業 務 委 託 ）

1. 業 務 名	東部丘陵線分筆登記その1業務委託
2. 契 約 金 額	286,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 26,000 円)
3. 委 託 期 間	着手 令和3年(2021年) 9月 10日 完了 令和3年(2021年) 12月 28日
4. その他の 必要事項	別添「仕様書」のとおり。

上記について、設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書のとおり、誠実に契約履行をお願いいたします。

令和3年(2021年) 9月 10日

城陽市長 奥田敏晴 様

受託者

住 所
氏 名

宇治市横島町三十五 31番地の2
士地家屋調査士 中村良三

印

1. 別紙設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書に基づき頭書の期限内に業務を完成すること。
2. 建設事業に係る業務の着手および完了をした時は、文書で届けを行うこと。
3. 発注者は業務完成届を受けたときは、7日以内に検査を行い結果を受託者に通知する。
4. 前項の検査の結果、不合格となった時は、その指示に従い、改造または手直しを行い再検査を受けること。
5. 頭書の契約金額は検査に合格した後、所定の手続きに従って請求を行うこと。
6. 発注者は前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。
7. 受託者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。
8. この請書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当事者双方が協議して定める。

上記、請書のとおり検査しました。

令和3年(2021年) 10月 29日

検査者 職氏名 課長 仙田政和



立会人 職氏名 主任 吉場聖剛





請 書 （ 業 務 委 託 ）

1. 業 務 名	東部丘陵線分筆登記その2業務委託
2. 契 約 金 額	266,200 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 24,200 円)
3. 委 託 期 間	着手 令和3年(2021年) 9月 10日 完了 令和3年(2021年) 12月 28日
4. その他の 必要事項	別添「仕様書」のとおり。

上記について、設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書のとおり、誠実に契約履行をお願いいたします。

令和3年(2021年) 9月 10日

城陽市長 奥田敏晴 様

受託者

住 所
氏 名

京都市西京区下津林前34町48番地98
南土地家屋調査士事務所
南 育雄

1. 別紙設計書・仕様書・特記仕様書・図面・見積書に基づき頭書の期限内に業務を完成すること。
2. 建設事業に係る業務の着手および完了をした時は、文書で届けを行うこと。
3. 発注者は業務完成届を受けたときは、7日以内に検査を行い結果を受託者に通知する。
4. 前項の検査の結果、不合格となった時は、その指示に従い、改造または手直しを行い再検査を受けること。
5. 頭書の契約金額は検査に合格した後、所定の手続きに従って請求を行うこと。
6. 発注者は前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払う。
7. 受託者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。
8. この請書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当事者双方が協議して定める。

上記、請書のとおり検査しました。

令和3年(2021年) 10月 29日

検査者 職氏名 課長 仙田 政和 

立会人 職氏名 主任 吉場 聖剛 

建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線軟弱地盤対策工詳細設計等業務委託

履行期限 自 令和3年(2021年)10月4日
至 令和4年(2022年)3月31日

業務委託料 32,010,000 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 2,910,000 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 サンズイコンサルtant株式会社 を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

3 乙は、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、誠実な履行ができる見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、乙の責に帰する事由により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額を違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲はその納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算し、利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（秘密の保持）

第14条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

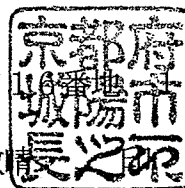
第16条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年(2021年)10月4日

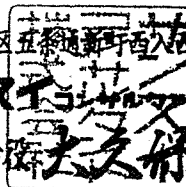
甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市下京区五條通新町西ノ西詰屋町23番地

氏名 サンスイコーポレーション株式会社 代表取締役 大友 伸也



代表取締役 大友 伸也



第 1 回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線軟弱地盤対策工詳細設計等業務委託
2. 変更履行期限 なし
3. 前業務委託料に対する 減額 11,715,000円
4. (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,065,000円)
5. その他変更業務内容 なし

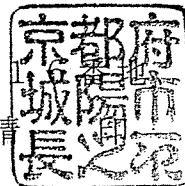
記

令和 3 年 (2021 年) 10 月 4 日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

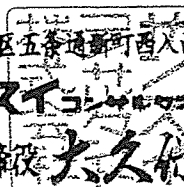
本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

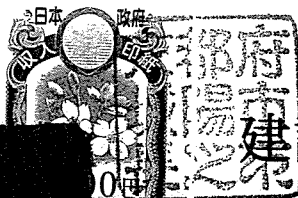
令和 4 年 (2022 年) 3 月 18 日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 17 番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市下京区五条通新町西入西鈴屋町23番地
氏名 サンスイコーポレーション株式会社
代表取締役 大久保 拓也





建設コンサルタント等業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線地積測量図作成その4業務委託

履行期限 自 令和3年(2021年)10月4日
至 令和4年(2022年)1月31日

業務委託料 5,153,500 円
(内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 468,500 円)

頭書の委託業務について、委託者 城陽市 を甲とし、受託者 公益社団法人 京都公共職登記士地家屋調査士協会
を乙とし、次の条項により業務委託契約を締結する。 **理事長 宮坂雅人**

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書等に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限内(以下「履行期限」という。)に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

3 乙は、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲・乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙はその責に帰すべきでない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。但しその延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。但しその損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲・乙協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 乙は、この契約の入札に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取り消しの訴えが提起されなかったとき。



(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（契約の解除、及びこれに伴う違約金）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき、誠実な履行ができる見込みがないとき、又は法令に違反すると認められるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、乙の責に帰する事由により、契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付するものとする。

（履行遅延に対する違約金等）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、履行期限到来の日翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、1日につき未済部分の代価の1,000分の1に相当する額を違約金を甲の指定する期間内に納付するものとする。

（違約金にかかる延滞金）

第10条 乙が第7条の2、第8条、及び第9条に規定する違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲はその納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算し、利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（検査及び引渡し）

第11条 この委託業務の完了は、甲の担当者の検査終了の時点とするが、その後における質疑応答については、は誠意をもって答えるものとする。

2 乙は検査が終了すれば、遅滞なく当該目的物を甲に引渡しするものとする。

（業務委託料の支払い）

第12条 乙は前条の行為が完了すれば、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払い請求があつたときは、30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、引き渡された成果品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（秘密の保持）

第14条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

（契約外の事項）

第16条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協定して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年(2021年)10月4日

定する処

第96条
とき。

見込みが
ることが

の10分

到来の日
当する額

きは、甲は
で計算し

金を徴収

いては、

「不適合」
ができる。
る方法に

いときは
該当する

した目的

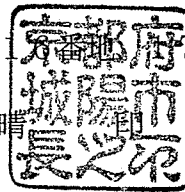
とが明ら

2条の規

甲・乙協

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口 番地

氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

氏名 公益社団法人 京都公共職託登記士地家屋調査士協
理事長 宮坂 雅人





200円

第1回変更業務委託契約書

1. 委託業務の名称 東部丘陵線地積測量図作成その4業務委託
2. 変更履行期限 令和4年(2022年) 1月 31日を
令和4年(2022年) 3月 31日に変更
3. 前業務委託料に対する 増減なし
4. その他変更業務内容 なし

記

令和3年(2021年)10月4日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年(2022年) 1月31日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口1番地
氏名 城陽市長 奥田 敏晴



乙 住所 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
氏名 公益社団法人 京都公共帰託登記土地家屋調査士協
理事長 宮坂 雅人



第2回変更業務委託契約書

委託業務の名称 東部丘陵線地積測量図作成その4業務委託

2. 変更履行期限 なし
3. 前業務委託料に対する 増額 346,500円-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 31,500円-)
4. その他変更業務内容 なし

記

令和4年(2022年)1月31日に締結した業務委託契約を上記のとおり変更する。ただし、変更契約についても前契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年(2022年) 3月15日

甲 住所 京都府城陽市寺田東ノ口16番地17番地
氏名 城陽市長 奥田 敏 晴

乙 住所 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
氏名 公益社団法人 京都公共委託登記土地家屋調査士協
理 事 長 宮 坂 雅